

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は食の安全を最優先として市場やお客様から高い評価をいただける価値を継続的に提供し、顧客、株主、従業員、社会・環境といったあらゆるステークホルダーから信頼される企業グループであり続けたいと考えております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、この方針に向け実効あるグループ経営体制を整備し、必要な施策を実行していくことであり、当社ではコーポレート・ガバナンスを経営上、最も重要な課題の一つとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜補充原則1-2-4＞（株主総会招集通知の英訳）

当社は、現状の株主構成を鑑み、議決権電子行使プラットフォームを採用する一方で、招集通知の英訳を実施していませんが、今後の外国人株主比率の動向により、招集通知の英訳の実施を検討いたします。

＜補充原則4-11-3＞（取締役会の実効性についての分析・評価）

2016年度において、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべく、準備を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1-4＞（政策保有株式）

当社は、政策保有株式に関し、次のとおり保有方針および議決権行使基準を策定しております。

〔政策保有に関する方針〕

・政策保有株式については、中長期的な観点から当社グループの企業価値向上に資するものであり、事業戦略上の関係性や重要性等を総合的に勘案し政策的に必要と判断するものに限り保有を継続することとする。また、毎年その保有効果・必要性を再検証したうえで、必要に応じて見直しを行う。

〔政策保有株式に関する議決権行使基準〕

・議決権行使については、中長期的な観点から当該発行会社の株主利益の向上に資するか否か、また、当社グループの企業価値の向上に資するか否かを勘案し、議案ごとに個別に内容を精査したうえで賛否の判断を行うこととする。

＜原則1-7＞（関連当事者間の取引）

当社は、取締役の競業取引及び利益相反取引について、取締役会規程において取締役会の決議事項としており、その取引の状況についても、取締役会に対して定期的に報告を行い、承認を得ております。また、関連当事者間の取引については、その内容等について、取締役会にて承認を行ったうえで、有価証券報告書等を開示しております。

＜原則3-1＞（情報開示の充実）

(1) 当社の経営理念および中期経営計画については、当社ホームページに開示しております。

（経営理念）

URL: <http://www.nisshin-oillio.com/company/oillio/philosophy.html>

（中期経営計画）

URL: <http://www.nisshin-oillio.com/inv/management/plan.html>

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針については、本報告書の「2. 1. 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであり、報酬を決定するにあたっての手続は、取締役会の決議にて行っております。

(4) 取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選定の方針については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応する最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスを考慮することを方針としております。取締役・監査役候補の指名および経営陣幹部の選定についての手続きについては、取締役会にて（監査役については監査役会の同意を得たうえで）決定しております。

(5) 社外取締役および社外監査役の個別の選任理由については、「株主総会招集通知」に記載しております。

URL: http://www.nisshin-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

社内取締役および社内監査役の個々の選任理由については、次回以降の株主総会における選任議案において、「株主総会招集通知」に記載いたします。

＜補充原則4-1-1＞（経営陣に対する委任の範囲）

「資金調達」、「重要な財産の譲受および処分」などをはじめ、取締役会で決議および報告すべき事項は、取締役会規程およびその運用基準にて定めており、執行役員会で決議および報告すべき事項は、執行役員会運営規程およびその運用基準にて定めております。また、執行役員規程において執行役員の権限および責任を定めております。

＜原則4-9＞（独立社外取締役の独立性判断基準）

当社の社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準につきましては、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加えて、以下の基準に基づき独立性を判断いたします。

(1) 大株主との関係

・現在および最近5年間に於いて当社の議決権所有割合10%以上の大株主でない。

(大株主が法人の場合は役員および従業員でない。)

(2) 主要な取引先等の関係

直近事業年度において以下に掲げる当社の主要取引先等の役員および従業員ではなく、直近事業年度に先行する3事業年度のいずれにおいてもその業務執行者でない。

- ・当社グループの主要な取引先(連結売上高2%以上)
- ・当社グループを主要な取引先とする企業(当該取引先の連結売上高2%以上)
- ・当社の主要な借入先

(3) 会計監査人との関係

・現在および最近3年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人の社員、パートナーまたは従業員でない。

・最近10年間に於いて、当社または当社子会社の会計監査人であった社員、パートナーまたは従業員であつて、当社または当社子会社における監査業務を担当していた者でない。

(4) 法律・会計等の専門家((3)に該当しない者)との関係

・当社または当社子会社から、役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭を受け取っている法律・会計等の専門家でない。

(5) 寄付に関するもの

・当社または当社子会社から一定額(過去3事業年度平均1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額)を超える寄付を受けている組織の業務執行者でない。

(6) 役員を相互に派遣する場合

・当社と相互に役員を派遣していない。

(7) 近親者との関係

・現在および最近5年間に於いて、当社または当社子会社の役員および重要な使用人の配偶者、二親等内の親族または同居の親族でない。

・(1)～(5)に掲げる者の配偶者、二親等内の親族または同居の親族でない。

＜補充原則4-11-1＞(取締役会の全体のバランス、多様性および規模に関する考え方)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成し、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議し、決定しております。また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち独立性の高い社外取締役により構成され、経営及び業務執行についての監督責任を負っております。なお、取締役の選任に関する方針・手続きは、本報告書の「1. 1. <原則3-1>」に記載のとおりであります。

＜補充原則4-11-2＞(取締役および監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況につきましては、株主総会招集通知に記載のとおりであります。

URL: http://www.nisshein-oillio.com/inv/stock_info/meeting.html

＜補充原則4-14-2＞(取締役・監査役のトレーニング方針)

当社では、取締役および監査役が、その役割・責務を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンスおよび財務会計等の事項に関する情報を収集・提供することで、取締役および監査役の職務執行を支援いたします。当社の社外取締役および社外監査役は、その役割・責務を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境および経営課題等につき、その就任後適時に、各主管部門または担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成できるようにしております。

＜原則5-1、補充原則5-1-2＞(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対して、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

- (1) IR部門の担当執行役員を株主との対話全般についての統括責任者としております。
- (2) 機関投資家との対話は、IR部門および財務部門の両部門が窓口であり、この両部門が連携して行っております。また、IR部門、経営企画部門、総務部門、財務部門等において情報交換を行い、情報を共有するようにしております。
- (3) 決算説明会(年2回)、株主工場見学会(年1回)等を実施することとしております。
- (4) 対話において把握した株主の意見・懸念について取りまとめ検討を行ったうえで、必要に応じ代表取締役社長に報告いたします。
- (5) 当社は、インサイダーの取引を防止するための教育を定期的に行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
丸紅株式会社	26,001,600	15.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	17,167,000	9.90
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	6,036,000	3.48
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,783,470	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,780,000	2.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	3,453,698	1.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,397,857	1.96
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2,966,000	1.71
キッコーマン株式会社	2,351,975	1.36
大成建設株式会社	2,310,000	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

上場子会社: 攝津製油株式会社

攝津製油株式会社は、上場会社としての経営の独立性、自主性を維持する一方で、当社との密接な協力関係を保っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鳴沢 隆	他の会社の出身者											
上原 敏夫	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鳴沢 隆	○	——	<社外取締役に選任した理由> 他社における経営者およびコンサルティング業務の幅広い経験を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 他社における経営者およびコンサルティング業務の幅広い経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
			<社外取締役に選任した理由> 長年の研究活動等を通じて培われた法律学の専門家としての見識や他社における社外役員としての経験を当社の経営に活かしてい

上原 敏夫	○	_____	ただきたいため、社外取締役役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 法律学の専門家としての見識に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。
-------	---	-------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は密接な連携を保ち、意見および情報の交換を定期的に行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、内部監査部門として「内部監査室」を設置しております。監査役と内部監査室は、随時、会合を実施し、監査計画や監査実施状況などに関し、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査を実施しております。また、監査役は内部監査室を監査の対象部門としており、定期的な往査を実施しているほか、内部監査室が実施する各種監査について報告を受け、記録類を閲覧しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新谷 謙一	弁護士													
寺澤 進	公認会計士										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			<社外監査役に選任した理由> 当社の慣行にとらわれない企業社会全体を

新谷 謙一	○	——	踏まえた客観的かつ中立的な判断が期待でき、また弁護士としての専門領域における知識と経験を活かした監査の充実を図るため、社外監査役に選任しております。
寺澤 進	○	当社の会計監査人出身者(2011年9月退社)であります。なお、会計監査人時代に当社および当社子会社を、直接監査したことはありません。	＜社外監査役に選任した理由＞ 公認会計士としての専門性にに基づいた監査を実施するとともに、その経験から当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下すことにより、社外監査役としての職務を適正に遂行できるものであると考えるため、社外監査役に選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 公認会計士としての専門知識と経験に基づき、当社の慣行にとらわれない客観的な判断が期待できるとともに、同氏は当社会計監査人をすでに退社後三年半以上が経過していること、および同氏は会計監査人時代に当社および当社子会社を直接監査していないことから、現在、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断できるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

企業業績に応じて報酬を増減させることがあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役12人に支払った報酬等 278百万円(うち社外2人、14百万円)
監査役 5人に支払った報酬等 55百万円(うち社外3人、17百万円)
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

2. 平成26年6月25日開催の第142回定時株主総会において、取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件をご承認いただいております。上記には、当事業年度において計上した役員退職慰労金引当額等17百万円が含まれております。

3. 平成18年6月28日開催の第134回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内（役員退職慰労金引当額および
使用人兼務取締役に対する使用人分の給与を除く）、監査役の報酬額を年額6,000万円以内（役員退職慰労金引当額を除く）
と改定するご承認をいただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は、役員としての職務遂行意欲の向上とその職務に対する責任を明確化することを主眼に、「基本報酬」、
「賞与」にて構成しています。
「基本報酬」は月額払いで支給される固定報酬であり、それぞれの経営責任、役職等をベースに、業績目標の達成状況に応じて決定しており
ます。「賞与」は、業績に応じて決定、支給します。
社外取締役、監査役の報酬については、独立した立場からのそれぞれの専門性・経験等を活かすことを重視していることから、「基本報酬」のみ
としています。なお、役員報酬の水準については、他企業とも比較したうえで、相応しい水準となるよう設計しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、経営企画室および人事・総務部が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供等を行う体制をとっております。
社外監査役については、常勤監査役が窓口となり、随時、各種連絡・情報提供を行うとともに、監査役付スタッフが補助する体制をとっており
ます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役2名）で構成し、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議し、決定しております。
また、取締役会は、当社の経営に関して豊富な経験を持つ取締役と経営に関する深い知識を持ち独立性の高い社外取締役により構成
され、経営および業務執行についての監督責任を負っております。
当社は、環境変化に即応した迅速な意思決定を実践するため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会から業務執行権限を
委譲され、経営計画や取締役会の方針に則り、職務領域を担当する取締役の監督のもとで業務執行に携わっております。
当社は、取締役会、監査役会、内部監査室の機能を充実することにより、経営および業務執行の健全性、アカウンタビリティは確保で
きると判断しております。
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成しており、監査役は、監査役会で策定された監査方針、監査計画および業務分担に
基づき、取締役会やその他重要な会議への出席、業務および財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行、執行役員の業務執行を監
査しております。監査役は、会計監査人および内部監査室と緊密な連携を保ち、意見および情報の交換を行い、効果的・効率的な監査
を実施しております。監査機能を充実・強化させる監査役付スタッフを配置し、監査役監査業務を補助しております。
社外取締役、社外監査役の専任スタッフは設置していませんが、経営企画室および人事・総務部が随時、対応しております。
また、コーポレート・ガバナンス協議会を設置し、常勤監査役とコーポレートスタッフ部門の定期的な情報の交換を行っております。

会計に関する事項の監査のため、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、公正な監査を受けております。有限責
任監査法人トーマツおよびその業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係は存在しません。当連結会計年度の会計監査業務に携
わっている公認会計士の氏名等については、以下のとおりであります。（平成26年4月1日～平成27年3月31日）
指定有限責任社員 業務執行社員 茂木浩之氏、長塚弦氏
監査業務に係る補助者 15名
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額 81百万円（うち当社53百万円）
上記以外の業務に基づく報酬の金額 12百万円（うち当社2百万円）

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由については、「I. 1. 基本的な考え方」および「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、
報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照願います。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会招集通知発送日：平成27年6月3日
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会開催日：平成27年6月25日（昨年実績：平成26年6月25日）
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会からインターネット等による議決権行使制度を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月25日開催の第138回定時株主総会から機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（東証プラットフォーム）に参加しています。
その他	株主総会招集通知については、当社のホームページに掲載しております。 （第143回定時株主総会招集通知については、発送日前の平成27年6月1日に掲載いたしました。）

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回（5月に本決算、11月に中間決算）の決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算以外の適時開示情報、報告書（中間／期末）を掲載しております。 （PC用： http://www.nisshin-oillio.com/company/index.shtml ）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：コーポレートコミュニケーション部 IR担当役員：常務執行役員 小林新 証券取引所との連絡担当者： コーポレートコミュニケーション部長 石橋功太郎	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日清オイリオグループ行動規範に規定しております。 「日清オイリオグループは、顧客、株主、従業員、社会・環境をはじめとするあらゆるステークホルダー（利害関係者）にとって存在価値のある企業グループとして、「おいしさ・健康・美」の追求をコアコンセプトに、人々の幸せを実現するとともに、社会・経済の発展に貢献し続けていくことを使命としております。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成12年度から環境報告書を作成し、平成18年度から従来の環境報告書を包含したCSR報告書を発行してまいりました。本年よりCSR報告書は会社案内と統合し、コーポレートレポートとして7月に発行しております。
その他	当社は、男女が共に働きやすい職場環境を整備・維持すること、また、多様な人材が活躍できるフィールドを拡大することによって、個人の能力を最大限に発揮し、より生産性の高い仕事ができる企業環境づくりを進めています。 女性の活躍促進・キャリア形成支援については、育児休職（小学校就学前まで）や短時間勤務制度（小学校3年生まで）、結婚・出産等を事由とした退職者の再雇用制度等の仕事と育児の両立を支援する制度が整備されており、毎年一定の人数が利用しています。また、近年では教育研修や全社プロジェクトへの女性社員の積極的な参画を進めており、女性の活躍のステージを拡大しています。 なお、当社は次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業としての認定（くるみんマークの認定）を受けています。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)経営管理組織

当社の取締役会は、社外取締役複数名を含む構成とし、当社の監査役会は、社外監査役を含む構成とされており、社外監査役は、取締役のコンプライアンスに対して高い見識からの監査がなされるような人選を行っております。

当社は、執行役員制度を採用しており、取締役の職務権限と業務執行に関する権限とを明確に区分しております。取締役会は、執行役員の業務執行状況を監督し、内部監査室は、各業務の執行状況を監査しております。また、監査役は、取締役の職務執行状況、執行役員の業務執行状況および内部監査室が行う監査状況を監査しております。なお、監査役の職務の補助は、監査役付スタッフが行うとともに内部監査室との緊密な連携をもって対応することを基本としております。

当社は、取締役会から委譲された権限範囲内での業務執行に係る意思決定、業務執行状況の報告・確認の機関として執行役員会を設置しております。社長の意思決定支援機関として経営会議を設置しております。経営計画で定めた損益計画の進捗管理を月次で行っており、各部門の担当執行役員は、経営計画を構成する部門目標の達成責任を負っております。執行役員会には常勤監査役が出席しており、経営会議については、常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

当社は、経営理念の実現を通じてステークホルダーから信頼を得ることを企業の社会的責任(CSR)と捉え、CSR委員会を設置するとともに、経営企画室およびコーポレートコミュニケーション部で全社的な取組みを推進しております。

(2)コンプライアンス体制

コンプライアンス体制については、取締役会の諮問機関である企業倫理委員会等を設置し、必要に応じ顧問弁護士等との連携を図っているとともに、取締役が遵守すべきコンプライアンスの基本、違反に対する懲罰等を取締役倫理規程に定めております。

また、当社の経営理念およびコアプロミスに基づく「日清オイリオグループ行動規範」を制定し、子会社を含むすべての従業員への浸透を図るとともに、企業倫理ホットラインによる通報の受付を行い、提供された通報については、企業倫理委員会で審議し、再発防止を図っております。また、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき人事・総務部が従業員教育を実施しております。

(3)リスク管理体制

リスク管理につきましては当社および子会社を含め、取締役会の諮問機関であるリスクマネジメント委員会が主管し、リスクが顕在化した場合の緊急体制を整備し、危機対応を図っております。また、リスクマネジメント委員会ではリスクの棚卸を実施のうえでリスクマップを作成し、重要なリスクに対しては担当部門等を特定し、当社の各部門および子会社においてPDCAサイクルによるリスクマネジメントを実施しております。また、経理規程、与信管理規程、情報セキュリティ管理規程等の諸規程の今日的な見直しを恒常的にを行い、必要に応じて改訂または新たな規程の整備を行っており、内部監査室は、業務における諸規程の遵守状況を監査しております。

情報管理体制としては、取締役会が執行役員の業務執行状況を確認できる体制を確保する視点から、取締役会規程・同運用基準、執行役員会運営規程、文書管理規程等を整備しており、社外取締役および社外監査役による情報の収集の利便性の向上を図るため、電磁的方法を積極的に利用しております。

(4)当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正性の確保

経営企画室が子会社全体の管理を行い、企業集団としての戦略と各子会社運営の適正性を総合的に評価しております。また、当社の執行役員の中から子会社ごとの担当役員を任命し、経営の責任体制を明確にするとともに、担当役員は子会社の適正な業務遂行を指導しております。内部監査室は定期的に子会社の内部監査を実施しております。

子会社の体制としては、非常勤取締役を親会社から選任し、子会社の独立企業としての発展と連結グループにおける企業価値の最大化を共に実現すべく、業務遂行状況を監督しております。また、国内子会社については、親会社から非常勤監査役を選任し、当該子会社が監査範囲の限定規程を設けることが可能な場合においても、監査役に業務監査権限を付与しております。海外子会社の会計監査は、日清奥利友(中国)投資有限公司他3社につきましては、当社会計監査人が所属するDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループの現地事務所に委嘱しており、Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.については、KPMGグループの現地事務所が同社の計算書類関係の監査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的な勢力や不当な圧力に対しては、「日清オイリオグループ行動規範」の定めのとおり、必要な場合には法的措置として、屈することなく毅然とした態度で臨みます。

具体的には、人事・総務部を対応統括部署とし、警察と連携をとるとともに、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会が開催する研修会への参加により定期的な情報収集を行うことなどにより、社内体制の整備に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

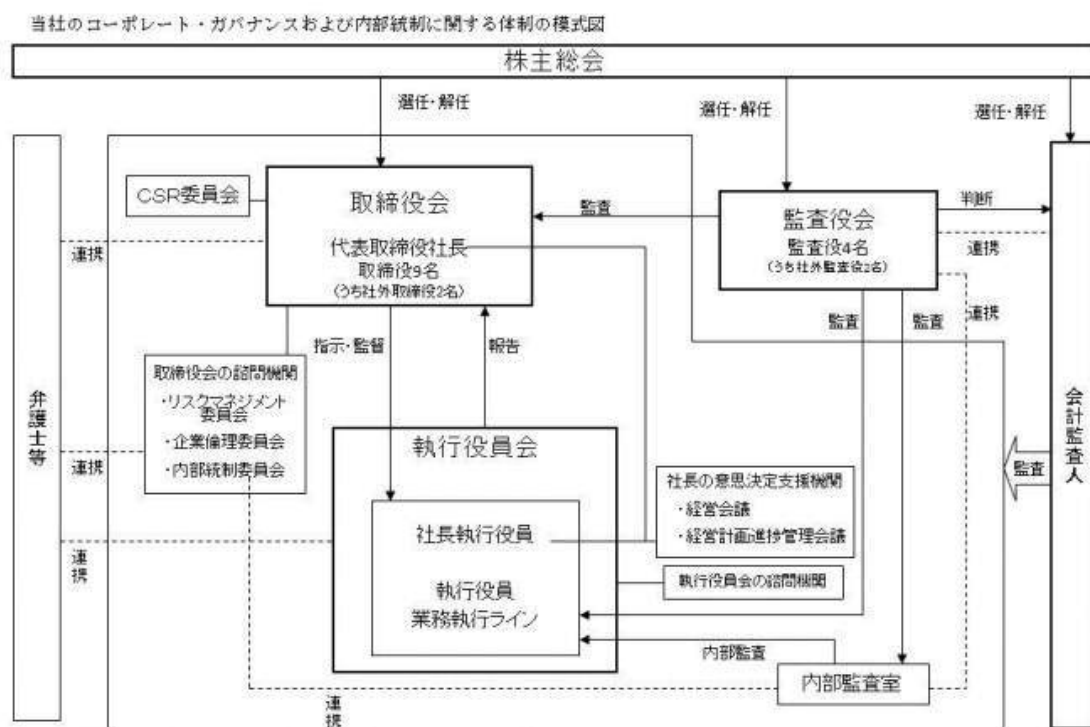
当社は、平成20年5月9日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます）を導入することに関し、決議を行うとともに、平成20年6月26日開催の当社第136回定時株主総会において、関連議案が承認されております。その後、本プランの一部変更および継続に関し、平成23年5月10日開催の当社取締役会において決議を行い、平成23年6月28日開催の当社第139回定時株主総会において、承認されておりますとともに、平成26年3月20日開催の当社取締役会において所要の変更の決議を行い、平成26年6月25日開催の当社第142回定時株主総会において、承認されております。

（注）本プランの詳細については、下記URLをご参照ください。

<http://contents.xj-storage.jp/xcontents/26020/042fac1c/bf36/4c53/bbf3/cf6cc4d3fab4/140120140509057238.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- （1）金融商品取引法に基づく内部統制システムについては、その運営などの方針決定のために内部統制委員会を設置し、その評価を内部監査室が担当しております。また、内部監査室は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスの観点から業務が健全かつ適切に執行されることを確保するため、内部監査を実施しております。
- （2）CSRに対する取組みについては、ステークホルダーを中心に、その考え方や活動内容等を分かりやすく報告することを目的にCSR報告書を毎年発行しております。なお、本年よりCSR報告書は会社案内と統合し、コーポレートレポートとして7月に発行しております。



※ 常勤監査役は、経営会議にオブザーバーとして出席しております。
 ※ 上記以外に常勤監査役とコーポレートスタッフ部門との定期的な情報交換を目的とした「コーポレート・ガバナンス協議会」を設置しております。

```

graph TD
    Board[取締役役会] --> Policy([リスクマネジメント  
基本方針])
    Policy --> Exec[執行役員会]
    Exec --> Committee[委員会・会議]
    Exec --> Dept[部門]
    Exec --> Subs[子会社]
    Committee --> System[リスクマネジメントシステム  
一体化]
    Dept --> System
    Subs --> System
    System --- Internal[内部統制システム]
    RiskCom[Rリスクマネジメント委員会] -.->|支援・強化| Emergency[緊急対策本部]
    RiskCom -.->|支援・啓発| Internal
  
```

[illegible]